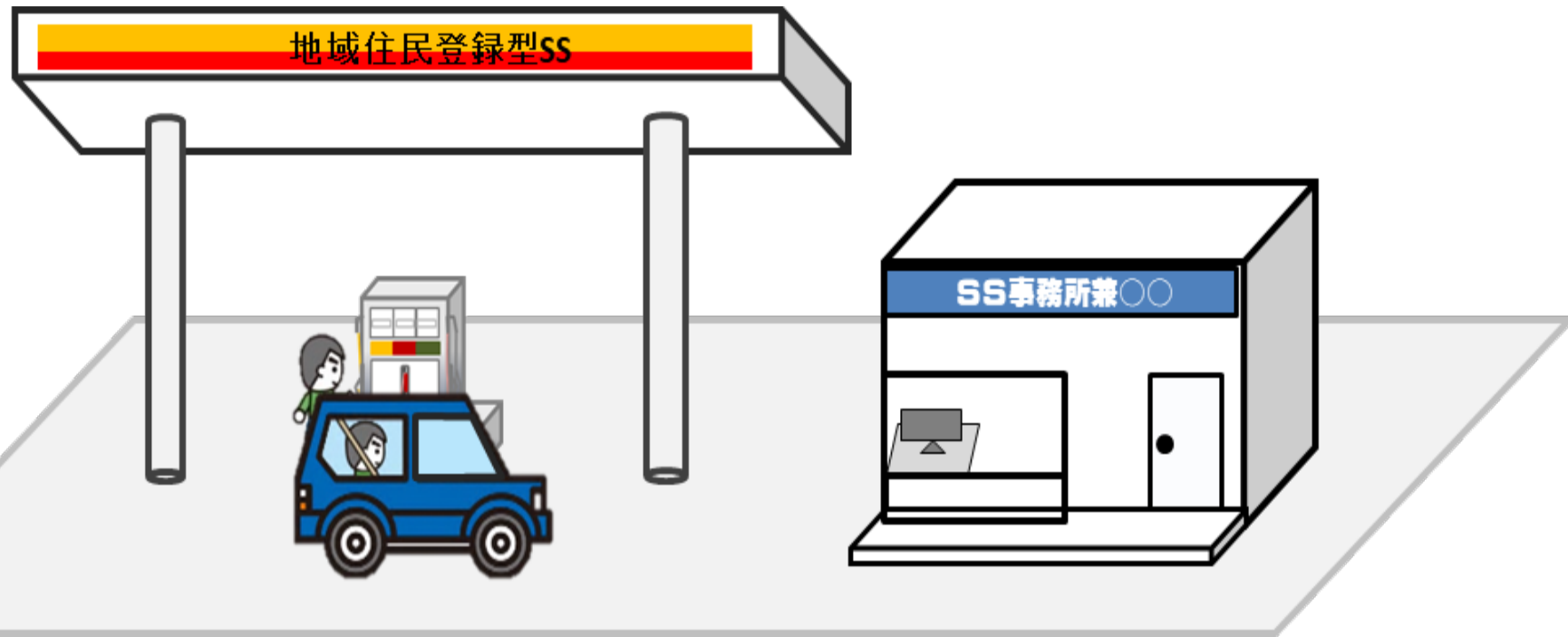


＜給油者を限定した給油取扱所における危険物取扱者のあり方のイメージ＞



## 【検討の進め方】

過疎地等におけるニーズ等の実態を把握(関係団体からの聴取等により)したうえで、モデル検証を実施し、必要な安全対策について検討するとともに、地域の燃料供給の担い手の確保方策等についても検討

## 【主な(具体的な)検討事項】

- 過疎地等における給油取扱所において求められるニーズの実態について
- 給油を必要とする地域住民をどのようにして、給油取扱所の関係者として認めていくべきか

## 【書面審議概要】

委員	事務局
<p>ニーズが高い過疎地では、高齢化が深刻で、要件を緩和したとしても資格をとれる人がいないおそれあり。</p>	<p>検討対象となる状況の具体化をしていく必要があると考えている。</p>
<p>給油者を限定した給油取扱所とは「コミュニティーが運営する自家用給油取扱所」のようなイメージ。 給油取扱所の関係者として認める要件については、何らかの団体を組織し、そのメンバーとして正式に加入する上で、危険物取扱者資格の保有だけでなく、例えば、当該給油取扱所における事故(火災、流出など)対応訓練の実施等の条件が必要。 屋外の自家用給油取扱所であれば、予防規程は必要ないが、この場合でも予防規程の策定が必要。</p>	<p>給油者を限定するという意味では、同様のイメージ。 技術的な整理を行っていく上では、営業用給油取扱所(予防規程有り。)を前提として検討。 関係者として認める要件については、検討が必要。</p>
<p>給油者とは、顧客を指すものと推察。検討事項の「給油できる者の資格」とは、危険物取扱者の資格に限らず、例えば、一定の教育等を受けた地域住民等が地域のSSに限って給油作業を行うことを認めるということか。それとも給油者が限定される場合のSS従業員に対しての資格を指すのか。 「給油者を限定した給油取扱所」が、セルフかフルサービスか不明であるが、SS側のハード設備(例えば監視設備やインターホン等)の検討が必要。</p>	<p>現状としては、過疎地に残されるSSについて、新たに大きな設備上の費用負担は困難。 給油者も従業員又は従業員に準じる者として、給油取扱所の関係者として認めていくべきかの議論を行っていきたい。 (議論をした上で、さらに必要があればセルフSS程度の設備を必要とするかについては、今後の議論が必要。)</p>
<p>危険物を取り扱う以上、一定要件を満たす者に資格を与えて運用することが必要。資格要件とその適用範囲については、過疎地域に限定したものとすることの検討が必要。また、過疎地域において許可することが都市部を含む他地域に波及することが推察できるため、今回の検討会の趣旨を考慮しつつ、地域社会の特性に合わせた実効性のある解決策を見出す必要がある。</p>	<p>検討の際には安全性を確保しつつ、モデル実証等を踏まえ議論し、また、関係省庁とも連携した情報収集が必要。</p>
<p>事業者が、主体的に対応する形でないと地域から受け入れられない可能性がある。 石油産業の構造変化に伴い、供給側の競合者も減少し、従来の競争原理によるサービス向上が難しくなっている。諸外国では、無人給油施設は有人給油施設に比べ、価格競争力を有しており、日本でも同様であれば、周囲の有人給油施設を無人へと転換させることが予想。</p>	

## 給油者を限定した給油取扱所における危険物取扱者のあり方の検討について

給油取扱所等の危険物施設においては、危険物の取扱いを危険物取扱者が行い、又は危険物取扱者以外の者が行う場合は危険物取扱者が立ち会うこととされている。これは、危険物の取扱いについて知識・技能を有する危険物取扱者が当該取扱いに関与することにより、危険物施設の保安を確保することを目的としている。

過疎地域等において、燃料供給体制の維持又は再構築に当たり、例えば、地域住民自らが出資者となり、給油取扱所の運営に参画し、当該給油取扱者の利用者が地域住民に限られるケース等も想定される。このような場合、運営に参画する地域住民は、給油取扱所の顧客としての関わり方だけでなく、運営者としての地位も有することから、危険物取扱者として又はその立ち会いの下に地域住民自らが給油等を行うことが考えられる。(地域住民が所有者、管理者又は占有者である自家用給油取扱所のような利用形態が想定される。)

このような形態の給油取扱所の構造・設備のあり方や運営方策について検討するとともに、運営に参加する地域住民への危険物の取扱いに係る知識・技能の向上を図るための教育・訓練等、地域における燃料供給の担い手の確保方策等について、危険物保安上の観点から検討する必要がある。

## 専従の危険物取扱者以外の者による操業を導入した場合の影響

### <期待できる効果(メリット)>

- 燃料供給の担い手の確保
- 従業員の不在や人手不足による地域住民の給油機会喪失の解消
- 給油取扱所の従業員不足による労務条件(休暇・休憩等)の改善

### <想定される課題・リスク(デメリット)>

- 地域の高齢化による影響
- 一般顧客との区別(制度等ソフト面・設備等ハード面)
- 危険物取扱者資格の保有(危険物取扱者試験)
- 設備・機器の取扱い上必要な専門的知識及び実技(実務)
- 火災・漏えい等災害時の対応

## &lt;関連する主な消防法令上の規定&gt;

## 【消防法(抜粋)】

## 第十三条

3 製造所、貯蔵所及び取扱所においては、**危険物取扱者**(危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。)以外の者は、**甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ**、危険物を取り扱ってはならない。

## &lt;補足(逐条解説消防法より)&gt;

- ※ **当該製造所等に勤務する危険物取扱者に限られる**(委託等により他の会社から派遣されている危険物取扱者については、当該製造所等の保安監督者の監督下にある場合には、本項の「危険物取扱者」に含まれると解される。)
  - ☞ **危険物の取扱いを危険物取扱者の関与に係らせる**ことにより製造所等の保安の確保をそのねらいとしている。危険性の大きい取扱行為についての危険物取扱者の「立会い」、及びその立会いなくして危険物の取扱者に従事することの禁止を定めたのが本項である。
  - ☞ 危険物取扱者は、原則として当該**製造所等に勤務する危険物取扱者に限られる**とされているが、これは**製造所等の所有者の支配に属さない者が取扱作業に立ち会っても保安上の責任を果たすだけの権限がない**からである。
- ※ **丙種危険物取扱者免状は、給油取扱所等の小規模な施設において自ら簡易な取扱作業を行う者のために設けられた資格制度**であり、丙種危険物取扱者が取り扱える危険物の種類は、ガソリン、灯油、軽油、第三石油類(重油・潤滑油及び引火点130℃以上のものに限る。)、第四石油類及び動植物油類に限定されており、無資格者による危険物の取扱作業に対する立会権限は認められていない。

①危険物取扱者(甲種、乙種第四類、丙種)であること

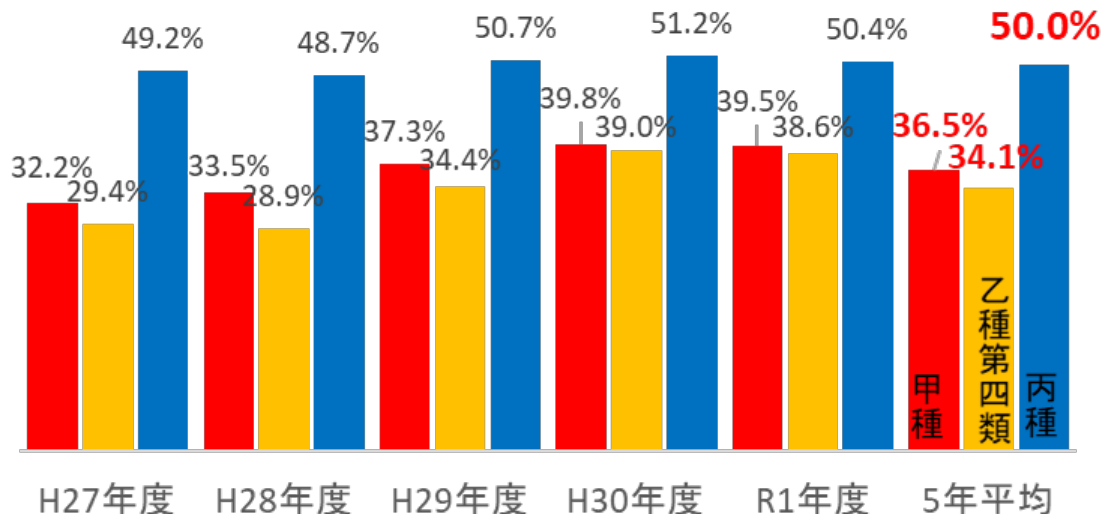
②給油取扱所に勤務していること

⇒ 検討が必要

<論点①> 危険物取扱者(甲種、乙種第四類、丙種)であること

○危険物取扱者試験に合格し、危険物取扱者免状の交付を受ける必要

危険物取扱者試験合格率(平成27年度～令和元年度)



資格取得における課題

- 地理(試験会場へのアクセス)
- 試験機会(地方での試験実施数少)
- 合格率(丙種5年平均50.0%) 等

過疎地域等における人材確保のハードル

資格取得の促進策が必要

例えば、

- 出張試験(※既に実施)
- 試験科目免除に係る要件の緩和又は対象の拡大(消防団員における免除(省令第55条第7号)等を参考)
- 給油取扱所限定の資格 等

関係機関との調整が必要

## <論点②> 給油取扱所に勤務していること(=みなし従業員)

○所有者・管理者・占有者等給油取扱所に関係する地位を有している必要

※自家用給油取扱所としての運用形態なども参考

※一般顧客との区別(ソフト面(定義、対象範囲)・ハード面(専用レーンの設置や施錠管理等))について整理が必要  
顔認証等の認証に関する新技術にも期待

○当該者の地位等に関する事項については、予防規程へ明記する必要

○当該給油取扱所の設備・機器について、安全な操業・管理上の知識・技術を有している必要

→ 実技講習等一定の教育が必要

※カリキュラム・内容(未経験のアルバイト等の従業員が職務に従事するうえで必要な基礎知識及び技術)などの具体について、別途検討の必要

○荷下ろし及びセルフ式SSにおいて一般の顧客等の監視・立ち会い等についても同じ扱いとして良いか

## <論点③> その他

○住民等の共同出資等の形態において、設置者や保安監督者の専任等について、具体的な事例収集を行い、参考のため情報提供していくことが必要

○過疎地域等に限るなど、地域特性の要件等について検討が必要

<関連する主な消防法令上の規定>

【危険物の規制に関する規則(抜粋)】

第二十八条 自家用の給油取扱所は、給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車又は原動機付自転車に給油する自家用の給油取扱所とする。

<自家用給油取扱所の特例(政令第17条第3項第6号、省令第28条)>

- ➡ 政令第17条第1項第2号の規定(間口10メートル、奥行6メートル)の免除
- ➡ 政令第17条第1項第7号ただし書の規定(簡易タンクを設けることができる地域に関する制限に係る部分)の免除
- ➡ 省令第24条の14第1号の規定(自動車等が安全かつ円滑に出入りすることができる幅で道路に面していること)の免除

## 救急隊の基準(准救急隊員の規制)

### 消防法施行令第44条第2項(救急隊の編成及び装備の基準)

消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が次の各号のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域内において発生する法第二条第九項に規定する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画(以下この項及び次項において「実施計画」という。)を定めたときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、前項本文の規定にかかわらず、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救急隊員一人以上をもつて編成することができる。

- 1 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域
- 2 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島の区域
- 3 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第四条第一項に規定する小笠原諸島の区域
- 4 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域
- 5 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島の区域



検討課題

<論点①> 危険物取扱者(甲種、乙種第四類、丙種)であること

➤ **資格取得の促進策が必要**

例えば、

- ・試験科目免除に係る要件の緩和又は対象の拡大  
(消防団員における免除(省令第55条第7号)等を参考)
- ・給油取扱所限定の資格

等

 **関係機関との調整が必要**

<論点②> 給油取扱所に勤務していること(=みなし従業員)

- **一般顧客との区別の方法**(ソフト面(定義、対象範囲)・ハード面(専用レーンや施錠等))**について整理が必要**
- 従業員と見なすことに関する事項については、**予防規程へ明記する必要**
- **カリキュラム・内容(未経験のアルバイト等の従業員が職務に従事するうえで必要な基礎知識及び技術)などの具体について、別途検討の必要**
- **荷下ろし及びセルフ式SSにおいて一般の顧客等の監視・立ち会い等についても同じ扱いとして良いか**

<論点③> その他

- 住民等の共同出資等の形態において、設置者や保安監督者の専任等について、具体的な事例収集を行い、参考のため情報提供していくことが必要
- 過疎地域等に限るなど、**地域特性について検討が必要**